

溶融炉の適切な維持管理に関する会計検査院の考え方

1. 国の承認を受けずに**1年以上溶融炉を休止**してはならない。
2. 故障した溶融炉を**放置したまま休止**してはならない。
3. 溶融スラグの**利用を行わずに処分**してはならない。

<会計検査院が不適切(不誠実)と判断している補助事業の休止の理由>

- ①補助事業者が**財政負担を削減**するために補助事業の全部又は一部を休止している場合。
- ②補助事業者が**廃止を前提**にして補助事業の全部又は一部を休止している場合。

★補助金適正化法第3条第2項(要約) 補助事業者は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令及び補助金の交付の目的に従って**誠実に補助事業を行う**ように努めなければならない。